

令和2年度
行政運営方針

【追記版】

—誰もが安心して働ける北海道をめざして—

厚生労働省北海道労働局
労働基準監督署 公共職業安定所

新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応

1 新型コロナウイルス感染症の影響による労働問題の支援

令和2年2月14日から開設した「特別労働相談窓口」において、労働者及び事業主からの解雇・雇止め、休業手当や助成金等に関する相談に迅速かつ円滑に対応する。

また、「派遣労働者相談窓口」においては、派遣契約の中途解除等に関する相談に対し、必要な助言や援助、関係機関への誘導を行う。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導等を実施するほか、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大が中小企業・小規模事業者に与える影響に配慮しつつ、労働基準関係法令の周知及び遵守徹底等を図る。

2 雇用維持に対する支援

雇用の維持、国民生活の安定が保たれるよう、各経済団体等に要請を行うとともに雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の迅速な支給に努める。

また、小学校休業等対応助成金・支援金や働き方改革推進支援助成金、両立支援等助成金における新型コロナウイルス感染症対応特例について広く周知し、活用に向けた相談に対し機動的かつ的確に対応する。

さらに、北海道庁、道内各市町村、経済・事業主団体、関係機関等との連携・情報共有を円滑にし、雇用動向に注視するほか、当局ホームページ等において各機関の行う支援制度を広く周知する。

3 求職者への就職支援

ハローワークにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて求職活動をされている求職者の置かれた状況に応じて、きめ細かな就職支援を行うとともに、雇用保険の基本手当の支給や求職者支援制度による再就職支援に取り組むほか、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインによる職業相談の実施を検討していく。

4 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、職場における感染予防、健康管理の強化を図ることを広く周知する。

また、北海道労働局、道内各労働基準監督署及びハローワークにおいては、利用者間、職員間の感染防止対策を徹底し、利用者には電話による相談、電子申請、郵送での各種届出、報告、申請等を勧奨する。

5 新型コロナウイルス感染症に関する労災補償

新型コロナウイルス感染症に関する労災保険給付の相談には、具体的な取り扱い等を懇切丁寧に説明するとともに、労災請求に対して迅速・適正な処理を行う。

また、集団感染が発生した医療機関等における労働者の感染が疑われる情報を把握した場合は、当該医療機関等に対し労災請求勧奨の実施を要請し、業務により新型コロナウイルスに感染した労働者について、労災請求が確実に行われるよう努める。

6 労働保険料等の納付猶予の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少がある事業主等に労働保険料等の納付の猶予を行う。

また、納付猶予の特例を広く周知し、これらの相談に的確に対応する。